

# 令和3年度海外向け観光情報発信業務委託仕様書

1 業務名 令和3年度海外向け観光情報発信業務

2 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

## 3 業務の目的

本業務は、鳥取県の SNS アカウントの効果的な運用を目指すとともに、発信力を向上させることで海外から鳥取県への観光誘客を促進することを目的とする。

## 4 業務の内容

### (1) 広告配信

ア 以下の鳥取県公式 Facebook ページの毎月の広告配信

- ・ <https://www.facebook.com/tottoritouren/> （英語・全世界向け）
- ・ <https://www.facebook.com/Tottori-Awesome-1551845304933533/> （英語・シンガポール向け）
- ・ <https://www.facebook.com/visittottorifr/> （フランス語）
- ・ <https://www.facebook.com/tottoripage/> （韓国語）
- ・ <https://www.facebook.com/tottoritravelfans/> （繁体字・台湾向け）
- ・ <https://www.facebook.com/tottoriHK/> （繁体字・香港向け）
- ・ <https://www.facebook.com/tottori.vn/> （ベトナム語）
- ・ <https://www.facebook.com/visittottori.ru/> （ロシア語）
- ・ <https://www.facebook.com/tottori.th/> （タイ語）

イ 上記 Facebook ページのほか以下の県公式 Instagram アカウント及び YouTube チャンネルの記事・動画広告配信

- ・ <https://www.instagram.com/tottoriawesome/> （英語）
- ・ [https://www.instagram.com/tottori\\_page/](https://www.instagram.com/tottori_page/) （韓国語）
- ・ <https://www.instagram.com/tottorihk/> （繁体字・香港向け）
- ・ [http://www.instagram.com/tottori\\_tw/](http://www.instagram.com/tottori_tw/) （繁体字・台湾向け）
- ・ <https://www.instagram.com/visittottori.ru/> （ロシア語）
- ・ [https://www.youtube.com/channel/UCfFYg\\_iup-m1v52\\_LB-Eyig](https://www.youtube.com/channel/UCfFYg_iup-m1v52_LB-Eyig) （全世界向け（YouTube チャンネル））

※アについては、月及びアカウント毎の予算配分を県と協議の上実施すること。

※イについては、広告する投稿内容及び時期を県と協議の上機動的に実施すること。

※広告配信に要する経費は、配信手数料、配信結果取りまとめに要する経費を含め、上限 500 千円とし、その内訳はア 350 千円、イ 150 千円とする。

### (2) Facebook、Instagram の投稿結果に関する月例の取りまとめ

- ・ 各アカウントのいいね！獲得数、リンククリック数、リーチ数等のほか、各投稿のリーチ、エンゲージメント、シェア、コメント、写真クリック数等の反応を一覧表にまとめ、月例及び年間レポートとして提出する。

### (3) SNS (Facebook、Instagram、YouTube) の運用状況調査・分析、全体戦略の立案、運用方向性の設定などのコンサルティング

- ・ 本県は主に東アジア、東南アジア、欧米豪をターゲット市場として SNS による情報発信（誘客事業）を行っているところである。今後、当県 SNS アカウントをより効果的に運用していくため

に「横断的」な運用・管理（どの SNS をどのように運用していくか）に関するコンサルティングを行うこと。

**(4) 全市場共通本県ブランドの設定・発信キャンペーンの実施**

・全市場に共通した本県ブランドを設定するとともに、それを発信するためのキャンペーンを実施すること。

**(5) その他**

- ・本業務の遂行にあたっては、受託者は委託者と十分に協議・調整を行うこと。
- ・受託者は、本業務について提案等がある場合、委託者へ都度提案を行うこと。
- ・受託者は、本業務実施に際し疑問点や問題が生じた場合、直ちに委託者へ報告し指示を仰ぐこと。
- ・その他、事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合、委託者と受託者の双方が協議の上、対応を決定すること。
- ・委託者は、本業務が完全に履行された場合に委託料を払うので、履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画書の内容と著しく異なった場合には、委託料の一部又は全部を支払わない可能性があるため、予め注意すること。